

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 無戸籍児の救済に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

無戸籍児・者の救済の為、市として可能な対応

2 質問の要旨

1. 9 月定例会の一般質問に於いて、無戸籍児問題を取り上げたところであるが、平成 27 年 10 月 13 日時点で、把握する市内の無戸籍児・者は何名か。
2. 一般質問や事前のレクチャーに於いてもふれたが、無戸籍児・者、またその親は、情報難民となり、更に身分証明の困難さも相まってネット情報にもふれることがないケースが散見する。答弁でも約束をして頂いたが、アナログによる会報やケーブルテレビなどの方法での周知や相談案内は何時頃に実施して頂ける予定か。
3. その他、市として具体的に救済に向けて可能な対応は検討しているか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 20 日まで) ・ 無

(理由：意見書の提出等議会側としても出来ることを検討しており、速やかに答弁を頂きたい。)